

資料編（環境基本計画・地球温暖化対策実行計画共通）

1 室戸市環境基本条例

○室戸市環境基本条例

平成 8 年 3 月 29 日

条例第 4 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、法体系の中に確立し、もって現在及び将来にわたって人たるもの誰もが健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、海岸の浸食、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のために行う土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来にわたり市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を図ることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の保護に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全及び形成、歴史的・文化的遺産の保護等に関すること。
- (5) 廃棄物の適正処理及び減量と再生利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(室戸市環境白書)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、室戸市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する目標

(3) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ室戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成、技術的な助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第13条 市は、環境の保全及び創造に必要な公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者又は市民による資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発利用に努めるものとする。

(市街地と中山間地域との連携の促進等)

第15条 市は、人と自然が共生する活力ある中山間地域づくりを推進するため、市街地と中山間地域との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、市民が真の豊かさを享受し、人と自然とが触れ合う緑豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農村環境の保全等)

第17条 市は、農業生産と生活環境がより良く調和した豊かな農村環境を保全し、創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(清流の保全)

第18条 市は、市内の河川を全国に誇れる貴重な財産として将来に引き継ぎ、清らかな水質、豊かな水量及びこれらにふさわしい生物に恵まれた清流を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び海岸の保全)

第19条 市は、室戸阿南海岸国定公園の指定を受け、市民の憩いの場であり、沿岸漁業及び観光産業において重要な役割を果たしている豊かな海と美しい海岸の保全に努め、海岸浸食の要因を除き法令を遵守して必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第20条 市は、多くの景勝地に恵まれた美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、廃船及び屋外における廃自動車等の保管方法の規制について、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第21条 市は、自然に配慮した地域的美観と風致の維持、文化財及び歴史的まち並みの保全及び修復、美しいまち並みの維持及び創造、緑豊かなまちづくり等を推進し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第22条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況、環境保全活動の事例その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適時かつ適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第25条 市は、公害の防止、自然環境の保全、地球環境とその他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第26条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、大気、水質、土壌等の状況の監視及び測定を行うとともに必要な体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3節 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動計画の策定等)

第 28 条 市は、地球環境の保全が、人類共通の課題であるとともに、市民の現在及び将来にかかわる重要課題であることを認識し、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力等)

第 29 条 市は、地球環境の保全のため、大気、河川、海洋、森林等に係る課題に関し地域ごとの取り組みを推進するとともに、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する調査、研究、情報の提供、技術移転、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 30 条 市は、環境の保全を図るための広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」が定められています。

ここでは、第 2 章「2-3」で記載した水質に係る環境基準について記載します。

1) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、すべての地下水について「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値（大部分の項目が、人の健康の保護に関する環境基準値と同じ）が適用されます。

生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されています。ここでは第 2 章で記載した河川及び海域に係る基準を記載します。

また、同じく第 2 章で記載した地下水の水質汚濁に係る環境基準を記載します。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

【生活環境の保全に関する環境基準（海域）】

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン ンスルホン酸及び その塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L以下

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

項 目	地下水の水質汚濁に係る環境基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

3 環境用語の説明

■ 4 R

→ 本文 84 ページ参照

■ BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical oxygen demand の略)。河川の水質汚濁度合いを示す指標。水中の有機物等、汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量で表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

■ COD

化学的酸素要求量 (Chemical oxygen demand の略)。海域や湖沼の水質汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

■ ESCO 事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。
(ESCO : Energy Service Company)

■ HFC

→ 「ハイドロフルオロカーボン」参照

■ ISO14001

国際標準化機構 (ISO) で制定した環境管理に関する国際規格。環境に与える負荷の低減に向けた改善を継続的に実施するためのシステム (環境マネジメントシステム) を構築することが規定されており、環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

■ SF₆

→ 「六ふっ化硫黄」参照

■ アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿 (せきめん、いしわた) とも呼ばれている。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されて

きた。しかし、アスベストは、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

■磯焼け

浅海の岩礁、転石域において、海藻群落（藻場）が季節的な増減や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退、またはなくなり、貧植生状態となる現象。いったん磯焼けが発生すると、藻場の回復までに長い年月がかかり、磯根資源の成長の不良や減少を招いたりするため、沿岸漁場に大きな影響を及ぼす。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

■エコアクション21

広範囲な企業、学校、公共機関などの全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り実施するとともに、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

■エコドライブ

おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO_x（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO₂（二酸化炭素）の排出が抑制できる。

■オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

■温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素のほか、メタンやフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素のほか代替フロン（HFC類、PFC類、SF₆）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

■外来生物

海外起源の外来種。これらのうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又はそのおそれがあるとして、国が指定したものを「特定外来生物」という。

■環境家計簿

生活の中で使用するエネルギー使用量等を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。毎月使用する電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの量にCO₂を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

■環境基準

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

■環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。農業のもつ物質循環機能を生かし、環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、1994年以來、行政による誘導施策がとられている。

■環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を削減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格がISO14001である。

■気候変動に関する国際連合枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。条約においては、①締約国の共通だが差異のある責任、②開発途上締約国等の国別事情の勘案、③速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられている。気候変動枠組条約の交渉会議には、最高意思決定機関である締約国会議（COP）などがある。

■希少野生動植物

種の個体が著しく減少しつつある野生動植物、生息・生育地が消滅しつつある野生動植物、生息又は生育環境が著しく悪化しつつある野生動植物、その種の存続に支障を来す事情のある野生動植物をいう。

■京都議定書

平成9年（1997年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。平成17年（2005年）2月に発効し、先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本は1990年の基準年比で6%削減）を約束した。

■公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されている。終末処理場に接続していない下水道（雨水管や都市下水路）は公共用水域となる。

■コミュニティバス

地域内の交通不便者の足の確保と利便性向上等のため、自治体が運営主体となり、バス会社等に運行を委託するなどして運行するバスを指す。

■コンポスト

生ごみや落ち葉などを堆肥化すること。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて、蓋をしておくだけで、発酵し有機肥料ができる。

■再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境から持続的に採取できるエネルギー（自然エネルギー）をいう。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模の水力発電をいうことが多い。）、風力、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■社叢林

神社の森。原生の自然林が残されているものが多い。

■循環型社会

→ 本文1ページ参照

■植生

ある地域を覆っている植物体の総称

■植物群落

同一の場所で、ある種の単位性と個別性でまとまって生育している植物群を指す便宜的な植生の単位。大きさや広がりについて特に規定はない。

■森林吸収源

森林が、空気中の CO₂（二酸化炭素）を光合成により吸収・固定する働きに注目した捉え方。1997 年の COP3 で採択された京都議定書で、国別に定められた温室効果ガス削減目標の達成評価において、1990 年以降の新規植林・再植林・森林整備による吸収量を「排出削減」とみなすこととされている。

■生態系サービス

生態系から得ることのできる便益のこと。生態系サービスには、食料、水、木材、燃料など直接的な恩恵を受ける「供給サービス」の他に、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」や土壌形成や光合成などの「基盤サービス」といった間接的な恩恵がある。

■生物多様性

地球上のさまざまな環境に適応したたくさんの生物が共存している状態をいう。生物多様性には 3 つの側面があり、森林や河川など多様なタイプの生態系があることを「生態系の多様性」、生態系の中にいろいろな種類の生物が生息・生育していることを「種の多様性」、同じ種の中でも体の大きさや模様が異なるなど、さまざまな遺伝子の差異があることを「遺伝子の多様性」という。

■太陽光発電

太陽エネルギーは、その利用形態から熱利用と光利用に大別できる。シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用し、太陽の光から直接電気を得て利用するのが太陽光を利用した太陽光発電である。

■太陽熱温水器

太陽熱により水を温める機器のこと。受光した太陽光エネルギーの 50%以上を熱として利用することが可能な、太陽エネルギーの利用技術の一種。

■地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。原因としては、二酸化炭素の増加、フロンやメタンなどの放出、森林破壊、都市化、人工熱の放出などがあげられている。このうち、二酸化炭素、フロンやメタンなどは温室効果ガスといわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収するという性質（温室効果）を持ってい

る。石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の減少などによって、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇する。生物の生息環境の激変や海面の上昇ならびに、農業や都市への影響が危惧されている。

■地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。単に地域の食材を消費するだけではなく、「もの（食材）」を通して「ひと（心）」がつながることが原点であり、この「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきいきとした地域づくりへとつながっていく可能性がある。

■低炭素社会

→ 本文1 ページ参照

■バイオマス

バイオマスとは、もともと生物の量のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源をいうことが多く、新たな各種技術による活用が可能となり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。主なバイオマスの種類には、①木質系、農業・畜産、水産系の残渣などの乾燥系、②食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥、生ごみなどの湿潤系、③製紙工場の廃液、古紙、糖・でんぷん、廃食用油などがある。

■ハイドロフルオロカーボン（HFC）

いわゆる代替フロン的一种。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。

■レッドデータブック

環境省が日本で絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況を取りまとめた本。国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したものであり、我が国でも1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からは改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。高知県は2000年に植物編を、2002年に動物編のレッドデータブック（県版）を作成した。

■六ふっ化硫黄（SF₆）

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。